

平成29年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成29年5月16日(火)

閉 会 平成29年5月16日(火)

仁 木 町 議 会

## 平成29年第2回仁木町議会臨時会議事日程

- 
- ◆日 時 平成29年5月16日（火曜日）午前10時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議会運営委員会委員長報告  
日程第3 会期の決定  
日程第4 諸般の報告  
日程第5 行政報告  
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）  
日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について  
平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について  
平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について  
平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）  
日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について  
仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）  
日程第11 議案第1号 財産（動産）の取得について

## 平成29年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成29年5月16日(火) 午前10時30分  
 閉 会 平成29年5月16日(火) 午後 2時03分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

## 出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子  
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一  
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員(0名)

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	泉 谷 享
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
企 画 課 長	嶋 井 康 夫		
住 民 課 長	川 北 享		
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹		
農 政 課 長	鹿 内 力 三		
建 設 課 長	可 児 卓 倫		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前10時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。

定足数に達していますので、只今から平成29年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・水田議員及び8番・上村議員を指名します。

---

### 日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、5月16日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認5件、議案1件の合計6件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第9の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第11の財産取得については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、5月16日火曜日。会期は、開会が5月16日、閉会が5月16日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月16日の1日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、5月16日の1日限りとすることに決定しました。

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

はじめに本臨時会に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、例月出納検査報告書、平成29年度第1回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成29年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

4月に入り、町内の各小中学校では、入学式が行われ、出席をしてみりました。私の代理として、仁木小学校・仁木中学校の入学式に出席いただきました、上村副議長、また議員各位に、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

5月9日には倶知安町の第一会館において、後志総合開発期成会の定期総会が開催され、出席をしてみりました。定期総会では、平成28年度の事業報告及び決算、並びに平成29年度の事業計画及び予算を承認し、国及び北海道に向けた平成30年度要望に対する事業・事項等を審議し、「豊かで活力ある農山村地域の形成」、「安心してゆとりある保健・福祉・教育の振興」など7分野59項目115事業・事項について「後志地域からの提言と要望」として決定してまいりました。また、今月24日には小樽・後志段階、26日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、来月1日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施する予定となっております。なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

本日の臨時会は新年度を迎えてから最初の議会となります。4月の人事異動により、新たに伊藤会計管理者、可児建設課長が説明員として出席しております。お二人には少しでも早く、所掌事務・業務を通曉されることをご期待申し上げ、私の諸般の報告といたします。

#### 日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成29年第2回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、上村副議長はじめ、議員各位におかれましては、公私共にご多用の中、ご参集を賜り深く感謝申し上げます。また、天野農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度の任期満了による仁木町長選挙に際しましては、町民の皆様をはじめ多くの方々から温か

いご信任をいただき、無投票により再び町政の舵取り役を担わせていただくこととなり、大変光栄に存じます。加えて、その職責の重さを改めて感ずるとともに、町民の皆様の大きな期待と信頼に答えられるよう、皆様の声に真摯に耳を傾けながら、初心を忘れず驕ることなく公約実現に向けて全力を注いでまいり所存でございます。町民の皆様、並びに議員各位におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

二期目の町政を担うにあたりまして、私の所信と施策の基本的な考え方を述べさせていただきます。

私の一期目の公約は主に産業の振興に重きを置いて事業を進めてまいりました。大規模な事業から小規模な事業まで取り組んでまいりましたが、農業が基幹産業であります本町にとりまして、まずは我が町の農業を成長産業にしなければ、他の分野に関わる施策を打ち出すことも困難であると判断し、農業施策を中心に進めてまいりました。しかし、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業者の高齢化や担い手後継者不足により将来の地域農業の展望を描けないままの状況であります。ただ、数年前と比較しますと、町の人口や組合員の数は減少の一途をたどっておりますが、JA新おたるの販売額を見てみると、わずかながらでも上昇傾向にある状況であります。これを契機に、さらなる力強い産業の構築を目指すことが、担い手や後継者の確保につながる糸口となりますし、更には、町にとりましての安定した財源の確保にもつながると考えます。したがって、一つ目の公約といたしまして、一期目に引き続き産業の振興を更に図ってまいります。農業施策だけではなく、行政といたしましては、総合戦略の中で人口減少に歯止めをかけると出ておりますように、それに関連する施策を打ち出し、取り組み始めておりますが、それだけで人口が急激に増えるとは限りませんし、すぐに歯止めがかかるとは考えておりません。今地域で暮らしている住民が幸福感や満足感を得て、それに共感する移住者が増えることや、今いる若い世代の方々がこの町で住み続けたいと思っていただくことが1番望ましい形であると考えます。地域の魅力というものは、様々な支援内容で決めるものでもありませんし、そのようなことを続けていけばいずれ限界が訪れます。人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥っている今、仕事が人を呼び、あるいは人が仕事を呼び込む好循環が確立すると、町にも活力を取り戻すことが可能であると信じております。このことを踏まえ、次の公約として力を注ぎたいのが、地域住民が仁木町の永遠のテーマであります「安らぎを感じながら安心して暮らすことができる環境づくり」であります。本町の福祉行政はもちろんのこと、社会福祉協議会や関係機関を中心に行っていただいております。しかし、昨今の著しい高齢化によりまして福祉サービスの需要は高まり、人材不足という深刻な問題を抱えながらサービスの提供に努めていただいている状況であります。そして、これまでそれぞれの機関が縦割りで行ってまいりましたが、今後効率化を図っていくためには体制の見直しを早急に行なうなければなりません。つまり、それぞれの機関が連携し、サービスを受ける側もまた提供する側も支障を来さない環境の中で福祉を行うことができる体制づくりを目指してまいりたいと考えております。そのためにもワンストップ型相談支援など、地域包括ケアシステムの効率化と充実を図ってまいります。また、近い将来、本町には高規格道路が建設されます。このことにより、人や物の流れが大きく変わることは想像できますが、同時に危機感も持たなければなりません。交通ネットワークを整備した結果、地域が衰退していった例は幾つもあります。高規格道路はあくまでも手段であり、目的ではないと言われるように、これを契機に町外の方々に足を多く運んでいただけるような魅力的なまちづくりを目指し、今から計画を打ち立て、取り組むことが重要であります。何も手を打たなければ、通過型の地域になり国道を走る車両

は減少し、消費低迷に陥ってしまいかねません。それを回避するには、地域の魅力となる資源を作り上げることや、今ある資源を高めることにより、人を呼び込むことができるものだと思いますので、観光農園はもちろんのこと、ワイナリーや拠点施設等の整備や振興を図っていくことも本町にとりまして大事な武器となりますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

更には、私は人材育成にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。まちづくりを行う上で重要なのはやはり人です。私はこれまでの4年間で新たな事業の実施や新たな組織づくりにも携わりましたが、機会や環境を整備してもそこに共感して動いてくれる人がいなければなかなか機能しません。何のために誰のためにと、しっかりと目的意識のある人を生み出し育てることで、大きな活力・原動力になると考えます。そのためにも人材育成する場を設け、将来この町を担う人材を創出していくと共に、地域社会や産業の未来を担う個性豊かで多様な人材の育成確保を強化し、女性や若者が地域で活躍できる社会を構築してまいります。

その他にも公共施設の見直し等、様々な取り組みを行ってまいりますが、二期目の公約として、政府が掲げる「まち・ひと・しごと創生」の柱を基軸とし、本町独自の「まち・ひと・しごと」の三つのトライアングルを確立させることを目指しております。

これまで蒔いてきた種が花を咲かせるためにも、また、私が就任当初から言い続けております、自立した仁木町が二期目を契機に、また一步、前に踏み出せるよう、今後皆さまと共に積極的に進めてまいりますこととお誓い申し上げますとともに、皆様の更なるご理解とご支援を賜りますことを切にお願い申し上げます。私の二期目に向けての所信表明とさせていただきます。

さて、本題に戻りますが、本臨時会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認5件、議案1件、計6件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成29年第2回仁木町議会臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは引き続き、行政報告をさせていただきます。

はじめに、後志総合開発期成会について申し上げます。後志総合開発期成会の平成29年度定期総会が5月9日に倶知安町のホテル第一会館で開催され、私が出席いたしました。総会では、来賓として出席した勝木後志総合振興局長から挨拶をいただいた後、議事に入り、平成28年度の事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、更に平成29年度の事業計画及び歳入歳出予算が可決された後、各部会に分かれ後志管内における平成30年度予算に向けた提言・要望事項を決定いたしました。その内容は、「豊かで活力ある農山村地域の形成」をはじめとする7分野59項目115事業で、このうち本町の直接要望事項は、一般国道5号の交通安全対策（仁木市街地）、道道の新設（大江～赤井川間、然別～古平間）、広域河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、浄化槽設置整備、簡易水道施設整備、北海道横断自動車道の早期完成（余市～小樽間、共和～余市間）の7事業であります。要望活動につきましては、管内の各議長・首町とともに5月24日に小樽開発建設部及び後志総合振興局に対して、5月26日には北海道開発局及び北海道庁並びに後志・小樽選出の北海道議会議員に対して、それぞれ要望をすることとしております。また6月1日には中央段階におきまして、各省庁政務三役及び北海道選出の衆参国会議員をはじめ、新幹線高速道路に関係する国会議員に対しまして早期実現を要望する予定であります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。本年度の地域おこし協力隊員の活動につきましては、昨年4月に委嘱した農業支援員宮崎隊員が2年目の活動を継続することに加え、新たな隊員として本年5

月1日から平成30年3月末までの活動期間で募集したところ3名の応募があり、書類審査及び面接試験の結果、2名を決定し、地域振興員として東京都在住であった浅川りえ子さん及び兵庫県在住であった前田将克さんを5月1日付けで任用いたしました。今後につきましては、都市部での生活で培った経験からその視点や発想を生かし、本町の地域資源の掘り起こしや、地域活性化につながる新たな取組みに積極的に取り組んでいただけるよう、関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、昨年度から委託先を町内事業者に変更し、地元特産品のPRや地元事業者の活性化を目的に特産品贈呈事業を実施してまいりました。昨年度のふるさと納税寄附金額は8288万4506円で3185万4530円を基金へ積み立てることができましたが、平成27年度の実績と比較しますと寄附金額で1946万9395円、積立金で585万7979円減少する結果となりました。本年度におきましては、これまで以上のPRを実施するため、パンフレットの作成を行ってまいります。また先般、総務省からの通知により、返礼品の価格を寄附金額の3割程度にすべきとのことでありましたので、今後は返礼品の内容等についても見直しをしていく考えでおります。

行政報告は以上であります。別途お手元には入札結果一覧表（議案第1号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、開会に当たりましてのご挨拶と行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

行政報告の前に、4月に行われました小中学校の入学式に対しまして、ご多忙の中、横関議長、上村副議長、議員各位のご臨席をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、平成29年第2回仁木町議会臨時会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学童用ヘルメット及び防犯ブザーの寄贈について申し上げます。このたび、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会 仁木 洋 会長より、町内小学校の新1年生と転入生に対しまして、学童用自転車用ヘルメット25個（仁木小20個、銀山小5個）、仁木町防犯協会 細川 勇 会長より、新1年生に対しまして、防犯ブザー30個をそれぞれ寄贈いただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットにつきましては、平成24年度から寄贈いただき、平成26年度からは転入生に対しましてもご配慮いただいております。来年度以降も新1年生と転入生に対しまして、寄贈いただけることのお話を伺っております。また、仁木町建設協会からの防犯ブザーにつきましては、防犯活動の一環として、平成25年度から寄贈いただいております。心温まる善意に保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、平成29年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月18日に実施され、本町におきましては、小学校で2校25名（仁木14名、銀山11名）、中学校で2校20名（仁木14名、銀山6名）が参加いたしました。調査科目につきましては、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学となっており、主な次第の狙いにつきましては、小学校の国語では、知識の活用力を調べる問題、算数では基礎知識の定着度合いを見る問題が幅広い分野から出題され、中学校の国語ではニュースなどの日常生活に即した場面から、話し言葉と書き言葉の違いを理解しているかを見る問題、数学

では数量の関係を文字式で表す問題や関数の意味を理解しているかを見る問題など、過去に正答率が低く課題とされた分野からの問題が多く出第されております。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。なお、文部科学省は、平成26年度から各教育委員会の判断で市町村別・学校別の平均正答率の公表を認めるとしておりますが、本町におきましては、参加児童生徒数が少ないことから、個人の結果が特定される恐れがあり、また、公表により序列化や過度な競争が生じる可能性があるため、本年1月27日開催の平成29年第1回仁木町教育委員会定例会において本調査結果については公表しないことを決定しておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、アスベスト調査の結果について申し上げます。アスベストを含む煙突用断熱材を使用している仁木小学校、銀山小学校、銀山中学校及び山村開発センターの4施設について専門業者に委託し、外気及び建物内においてアスベストが大気中に飛散しているのかを測定する調査を実施いたしました。結果につきましては、すべての施設においてアスベストが飛散していなかったこと、またすぐに飛散する可能性が低いとの報告を受けており、学校を通じまして保護者に同様の周知を行ったところであります。なお、今後の対応策につきましては、慎重に検討してまいります。

最後に、第23回スポニチ旗争奪小樽・札幌はまなす協会・後志少年軟式野球大会の結果について申し上げます。4月30日から5月4日までの5日間、小樽市において、第23回スポニチ旗争奪小樽・札幌はまなす協会・後志少年軟式野球大会が15チーム参加の下に開催され、本町からは仁木野球スポーツ少年団が出場いたしました。大会初優勝を目指す仁木野球スポーツ少年団は強豪チームを相手に次々と勝利を重ね、余市沢町野球スポーツ少年団との準決勝を5対1、小樽入船フェニックスとの決勝戦を、7対1で勝利し、念願の大会初優勝を果たしました。なお、本大会に全道大会はございません。大会中、野球の技術面だけでなく、選手たちの最後まで諦めない心や集中力が随所に見受けられ、これも日々の厳しい練習の中で培った成果であると受けとめております。また、選手たちの自身の頑張りはもちろんのこと、それを支える指導者や保護者の皆様の熱意が成績にあらわれたものと考えており、関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。結びに、仁木野球スポーツ少年団のさらなる活躍をご期待申し上げ、平成29年第2回仁木町議会臨時会、教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

## 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の

議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1635万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4324万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第1号、平成28年度一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、平成29年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から、2ページでございますが、20款、諸収入まで、それぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1635万3000円を追加し、補正後の歳入合計額を45億4324万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から、4ページでございますが、14款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1635万3000円を追加し、補正後の歳出合計額を45億4324万6000円とするものでございます。

次に、5ページでございます。事項別明細書歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

続きまして、6ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金1193万3000円の減、その他財源600万4000円の減、一般財源3429万円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、収入見込みにより95万5000円の追加、2目、法人につきましても、収入見込みにより144万4000円を追加するものでございます。2項、1目、固定資産税につきましても、収入見込みにより76万8000円の追加でございます。3項、1目、軽自動車税につきましても、収入見込みにより5万9000円の追加でございます。4項、1目、市町村たばこ税につきましては、額の確定により71万2000円を減額するものでございます。

次に、8ページでございます。2款、地方譲与税、1項、1目、地方揮発油譲与税につきましては、額の確定により60万2000円の追加、2項、1目、自動車重量譲与税につきましても、額の確定により90万7000円の追加でございます。

次に、9ページでございます。3款、1項、1目、利子割交付金につきましては、額の確定により17万7000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。4款、1項、1目、配当割交付金につきましても、額の確定により19万

円の減額でございます。

次に、11ページでございます。5款. 1項. 1目. 株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により14万3000円の減額でございます。

次に、12ページでございます。6款. 1項. 1目. 地方消費税交付金につきましても、額の確定により102万7000円の減額でございます。

次に13ページ、7款. 1項. 1目. ゴルフ場利用税交付金につきましても、額の確定により70万3000円の減額となっております。

次に、14ページでございます。8款. 1項. 1目. 自動車取得税交付金につきましては、額の確定により197万7000円を追加するものでございます。

次に、15ページでございます。10款. 1項. 1目. 地方交付税につきましても、特別交付税の増額分として2632万6000円を追加するものでございます。

次に、16ページでございます。11款. 1項. 1目. 交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により4000円の減額でございます。

次に、17ページでございます。12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金につきましては、それぞれ収入実績により2目. 衛生費負担金が6万2000円の減額、3目. 農林水産業費負担金が37万7000円の追加でございます。

次に、18ページでございます。13款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、1目. 総務使用料につきましては、それぞれの使用実績により4000円の追加、2目. 民生使用料につきましては、それぞれの保育所の入所児童数の増減等により104万5000円の追加、3目. 衛生使用料につきましては、それぞれの収入実績により7万1000円の減額、4目. 土木使用料につきましても、それぞれの収入実績により23万4000円の減額でございます。

次に、19ページでございます。5目. 教育使用料につきましては、収入実績により9万6000円の追加でございます。2項. 手数料、1目. 総務手数料につきましても、それぞれの収入実績の増減により2万1000円を追加するものでございます。

次に、20ページでございます。2目. 衛生手数料につきましては、収入実績により105万8000円の減額、3目. 農業手数料につきましては、収入実績より7000円を追加するものでございます。

次に、21ページでございます。14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金につきましては、児童手当負担金等の実績に伴う額の確定により227万1000円の減額、2目. 衛生費国庫負担金につきましては21万7000円の追加でございます。2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金につきましては、それぞれ実績に伴う額の確定により11万円の減額、2目. 民生費国庫補助金につきましても、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業補助金等の収入実績に伴う額の確定により494万8000円を減額するものでございます。

次に、22ページでございます。3目. 衛生費国庫補助金につきましては、額の確定により4万8000円の減額、5目. 土木費国庫補助金につきましても、額の確定により22万円の追加、6目. 教育費国庫補助金につきましては、交付実績に基づき3万6000円の減額でございます。3項. 委託金、2目. 民生費委託金につきましては各事業の実績に伴い9万7000円の追加でございます。

次に、23ページでございます。15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費道負担金につきましては

は、それぞれ額の確定により77万7000円の減額、2目、衛生費道負担金につきましては、額の確定に伴い10万8000円の追加でございます。2項、道補助金、1目、総務費道補助金につきましては、額の確定により3000円の減額、2目、民生費道補助金につきましても、重度心身障害者医療費補助金額の確定により370万円の減額でございます。

次に、24ページでございます。中段でございますが、3目、衛生費道補助金につきましても額の確定により5000円の減額、4目、農林水産業費道補助金につきましても、それぞれ額の確定により79万5000円の減額。教育費道補助金につきましては目を新設し、社会参加促進事業補助金5万6000円の追加でございます。

次に、25ページでございます。3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては、交付実績により5万2000円の追加でございます。2目、農林水産業費委託金につきましても、交付実績により1万円の追加でございます。

次に、26ページでございます。16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、建物貸付収入などの収入実績により77万円の追加でございます。2項、財産売払収入、物品売払収入につきましては、収入がありませんでしたので、全額を減額し廃目としてございます。

次に、27ページでございます。17款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、一般寄附金とふるさと納税寄附金を合わせて164万5000円の追加でございます。

次に、28ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金につきましては、繰り入れを行わなかったため1000円を減額し廃目としてございます。2目、ふるさと振興基金繰入金につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略等の地域振興事業に同基金を活用いたしました各事業の実績に伴い348万3000円の減額でございます。

次に、29ページでございます。20款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金につきましては1万5000円の追加、加算金と過料につきましては、収入がありませんでしたので廃目としてございます。町預金利子につきましても1次運用の利子がなかったため1000円を減額し廃項としてございます。3項、1目、貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の実績により8万8000円の減額でございます。4項、受託事業収入、1目、教育費受託収入につきましては、学校給食受託収入の清算により91万7000円の減額でございます。

次に、30ページでございます。2目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、収入実績により10万9000円の減額、3目、地域支援事業受託収入につきましても、収入実績に伴い83万3000円の減額でございます。5項、雑入、滞納処分費・弁償金・違約金及び延滞利息につきましては、収入がなかったためそれぞれ1000円分を減額し廃目としてございます。4目、雑入につきましては、臨時的任用職員等社会保険料19万8000円の減額をはじめとして、33ページまでそれぞれ収入見込み又は額の確定による増減により86万2000円を減額するものでございます。6目、介護保険収入につきましては、介護予防サービス計画の策定経費の増に伴い33万7000円の追加、7目、過年度収入につきましては、障害福祉サービス費等の確定に伴い161万6000円の追加でございます。

続きまして、35ページでございます。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、議会運営経費に係る執行残で33万4000円を減額するものでございます。

次に、37ページでございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員手当をはじめとしてすべて執行残180万円の減額となっております。

次に、39ページでございます。2目、交通安全推進費につきましても、修繕費をはじめとし、すべて執行残54万3000円の減額でございます。3目、文書広報費につきましても、燃料費をはじめとしてすべて執行残17万7000円の減額でございます。

次に、40ページをお開き願います。4目、財産管理費につきましては、41ページの水道料が1000円の追加、それ以外はすべて執行残で242万3000円の減額でございます。

次に、42ページでございます。5目、企画費につきましても、地域公共交通活性化協議会負担金などの執行残180万4000円の減額でございます。9目、ふるさとづくり事業費につきましては、一般寄附金51万6000円とふるさと納税寄附金から特産品贈呈事業経費を除き、現予算との差額分414万2000円の合わせて465万8000円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

次に、43ページでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費につきましては、町税還付金の執行残10万9000円の減額でございます。2目、賦課徴収費につきましても、印刷製本費等の執行残15万6000円の減額でございます。3項、1目、戸籍住民登録費につきましても、修繕費等の執行残12万9000円の減額でございます。

次に、44ページでございます。5項、統計調査費、3目、工業統計調査費につきましては、財源内訳の変更でございます。6項、1目、監査委員費3万3000円の減額につきましても執行残によるものでございます。

次に、45ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、職員の年度途中の退職による人件費、臨時福祉給付金及び年金生活者と臨時福祉給付金などの執行残の736万3000円の減額でございます。

次に、48ページでございます。2目、老人福祉費につきましては、老人ホーム入所判定委員報酬をはじめとして、すべて執行残で462万3000円の減額でございます。52ページまででございます。

52ページの中段でございますが、3目、老人福祉施設費につきましても、執行残15万9000円の減額でございます。4目、心身障害者特別対策費につきましては、54ページでございますが、1番下段の自立支援医療給付費の不足が生じたため12万1000円の追加、それ以外は障害福祉サービス等支弁経費、重度心身障害者医療給付費等の執行残により1583万9000円の減額となっております。

次に、55ページでございます。5目、国民年金事務費につきましては、財源内訳の変更でございます。6目、後期高齢者医療費につきましては、短期人間ドック委託料などの執行残34万1000円の減額でございます。2項、児童福祉費、56ページでございますが、1目、児童福祉総務費につきましては、臨時的任用職員賃金を初めとして、一時預かり事業委託料、児童手当給付費等の執行残656万2000円の減額でございます。

次に、57ページでございます。1番下段でございますが、2目、乳幼児等医療費につきましては、乳幼児医療給付事業に係る執行残157万3000円の減額となっております。

次に、58ページでございます。中段の3目、母子福祉費につきましても、ひとり親家庭等医療費扶助費などの執行残84万3000円の減額でございます。

次に、59ページでございます。4目、保育所費につきましては、各保育所の指定管理料など執行残42万円の減額でございます。災害救助費につきましては、執行がありませんでしたので8万円全額を減額し廃項としております。

次に、61ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、62ページでございますが、国民健康保険特別会計繰出金が42万4000円の追加、それ以外は不妊治療費補助金などの執行残で285万6000円の減額でございます。

62ページでございますが、2目、老人保健推進費につきましては、健康診査委託料などの執行残173万6000円の減額でございます。3目、予防費につきましても、予防接種委託料の執行残100万5000円の減額でございます。4目、環境衛生費につきましては、ごみ処理場の修繕費の執行残493万9000円の減額となっております。

次に、64ページでございます。5目、上水道費につきましては、簡水特会の歳出の減及び歳入の増に伴い繰出金を922万9000円減額してございます。

次に、65ページでございます。5款、労働費、1項、1目、労働諸費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、66ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、執行残4万6000円の減額でございます。2目、農業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。3目、農業振興費につきましては、ワインツーリズム振興事業農業振興補助金などの執行残205万3000円の減額でございます。

次に、67ページでございます。下段でございますが、4目、農用地開発事業費につきましては、国営土地改良施設維持管理負担金の減により32万7000円を減額するものでございます。

次に、68ページでございます。7目、農用地再編開発事業費につきましては、農村公園フルーツパークにきのアスベスト調査委託料の執行残12万9000円の減額でございます。2項、林業業費、1目、林業総務費につきましては、未来つなぐ森づくり事業推進事業の執行残77万7000円の減額でございます。

次に、69ページでございます。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては、ふるさと納税特産品贈呈事業の通信費に不足が生じたため1000円の追加、それ以外はすべて執行残で349万5000円の減額でございます。

次に、71ページでございます。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、果実とやすらぎの里公園及びふれあい遊トピア公園管理経費など執行残89万1000円の減額でございます。

次に、72ページでございます。2目、土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費につきましては、執行残20万円の減額でございます。2目、道路維持費につきましては、除雪対策経費、道路維持補修経費の執行残1391万5000円の減額でございます。

次に、73ページでございます。下段の3目、橋りょう維持費につきましては、橋りょう定期点検負担金の執行残681万5000円の減額でございます。3項、河川費、1目、河川総務費につきましては、河川維持管理経費の執行残170万2000円の減額でございます。

次に、74ページでございます。中段の4項、住宅費、1目、住宅管理費につきましては、町営住宅維持作業賃金等の執行残38万5000円の減額でございます。

次に、76ページでございます。9款、1項、消防費、2目、水防費につきましては、配水施設管理経費の執行残11万1000円の減額でございます。3目、災害対策費につきましても、防災無線管理経費の執行残64万9000円の減額でございます。

次に、78ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費につきましては、外国語指導助手報酬などの執行残で66万6000円の減額でございます。2項．小学校費、1項．1目．学校管理費につきましては、小学校特別支援員経費などの執行残54万円の減額でございます。

次に、79ページでございます。下段でございますが、2目．教育振興費につきましては、要保護・準要保護就学援助費などの執行残45万3000円の減額でございます。

次に、80ページでございます。3項．中学校費、1目．学校管理費につきましては、中学校特別支援経費などの執行残122万1000円の減額でございます。

次に、81ページでございます。中段の2目．教育振興費につきましては、要保護・準要保護就学援助費などの執行残18万3000円の減額でございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費につきましては、執行残5万円を減額しているものでございます。

次に、82ページでございます。5項．保健体育費、1目．保健体育総務費につきましては、スポーツ大会参加報償に不足が生じたので4000円を追加しているものでございます。3目．学校給食費につきましては、職員手当等の人件費に不足が生じたので、職員手当及び共済費合わせて22万8000円の追加、その他は維持補修費などの執行残で131万3000円の減額となっております。

次に、85ページをお開き願います。12款．1項．公債費、1目．元金につきましては、財源内訳の変更、2目．利子につきましては、長期債、償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては、借り入れがありませんでしたので、合わせて213万円を減額するものでございます。

次に、86ページでございます。13款．諸支出金、1項．基金費、2目．減債基金費につきましては、1300万8000円を減額。4目．土地開発基金費につきましては、土地開発基金の土地の貸与による使用料分28万5000円を積み立てるものでございます。5目．公共施設等整備基金費につきましては、1億2835万3000円の追加となっております。

次に、87ページでございます。14款．1項．1目．予備費につきましては、執行残81万2000円の減額でございます。89ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは何点か質問をさせていただきます。まず、予算書の2ページ、4ページ、第1表で補正後の歳入歳出の合計が、それぞれ45億4324万6000円となっておりますけれども、当初予算が34億3966万円でしたので、これに対して約11億円増となっておりますが、その主な要因をお尋ねいたします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）当初予算と本専決予算との差額ということで、総額で11億368万6000円の増額となっております。

この主な要因といたしましては、本年1月に招集し、平成29年第1回臨時会におきまして補正いたしました、JA新おたるが実施するミニトマト集出荷施設建設に係る国庫補助金が集出荷施設で6億1350万円生産支援事業として選果施設分で4億3775万円の合わせて約10億5000万円が間接補助のため、町の会計を經由してJAに補助するため、その分が増額になっている要因でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の説明でわかりました。

次にですね、7ページ、予算書7ページの町税の関係でちょっとお聞きしますが、町税の補正後の合計が3億1201万8000円となっておりますけれども、これも当初予算が2億6754万円でありましたので、これを比較しますと4447万8000円増えております。その主な要因についてお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）町税が当初予算に比べて増えている理由ということでお答えしたいと思います。

増額の主な要因といたしましては、町民税が増えたことによるものでございます。当初予算の編成時につきましては、平成27年度所得の申告前であったため、平成26年度の所得に基づき算定してございました。平成27年度の所得が給与所得者では当初見込みに比べて課税標準額で約1億8200万円の増収、農業所得につきましては当初見込みに比べまして課税標準で2億1200万円の増収になったことにより、あわせて個人の町民税が2937万8000円増額になってございます。その他に法人町民税につきましても、法人数の増加と増収に伴い当初に比べて1138万円ほど増えていることが主な要因となっているものでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご説明で理解しました。

それで次にですね、同じく只今の質問に関連するんですが、先般の新聞報道等で、後志広域連合での2016年度の徴収率、これは新聞によりますと66.8%、これが道内に6つの広域収入組織の中で、2年連続で最高であったというふうに報道されておりましたけれども、このことにつきましては、高く評価するものであります。この徴収の中にですね、仁木町分が含まれているのか、該当するものがあれば、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）後志広域連合の滞納整理に係る徴収実績ということでございまして、本町におきましても町税及び国民健康保険税の滞納徴収につきましては、広域連合の方に引き継ぎを行ってまいりました。平成28年度につきましては、6件で、本税で565万円ほど、その他に督促手数料が2万円、合計で約567万円の引き継ぎを行っております。平成28年度の本町分の徴収金額といたしましては、本税で約346万円、督促手数料が1万3000円、その他に延滞金として39万円となっており、合計で386万円ほど徴収されてございます。本町の徴収率につきましては、63.64%となっているものでございます。滞納徴収に伴う広域連合への負担金につきましては73万9000円となっておりますので、徴収金額から負担金を引いて238万円ほどが実質的な効果額ということになってございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご質問でわかりました。今後におきましても、徴収率がアップするように努力してほしいと思います。

次に、予算書の27ページ、17款の寄附金の関係、ふるさと納税の関係で、先ほど行政報告の中で金額についてはもう報告がございましたけれども、件数について、まずお尋ねします。それと、今返礼品の関係

でございますけれども、各自治体の間で返礼品の競争が過熱しているということで、先ほども行政報告の中でお話がありましたけれども、総務省の方から全国の自治体に対して、寄附額に対する返礼品の比率を3割までに抑えるということでの通知があったと思いますけれども、このことについて、もう少し具体的に町長のお考えがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）まず、1点目の件数でございますけれども7386件ございました。そのあとの返礼品の関係は町長の方からお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の返礼品の関係についてお答えいたします。先ほど佐藤議員からの話もありましたとおり、先般、国からですね、今ふるさと納税が非常に過熱し過ぎて見直しをするべきということで3割程度に返礼品をするべきではないかということで、通知が本町の方にも振興局を通してまいりました。各自治体様々な状況がある中でふるさと納税に対して取り組まれているというように思いますけれども、本町といたしましては確かに、平均大体40%が返礼品の割合としては各自治体でやっているんですけども、本町におきましては、45%を返礼品として返している実情であります。その中で、今国からのお達しもある中で、今後どう見直すべきかということも含めてですね、今、本町は、町の事業者委託している部分もありますので、合わせて今後の取組みも含めて、検討してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。すでに本町は、今年分に関してはですね、もう既に動き出している部分があって、もうホームページにも掲載していますし、業者に対しても、もう、取組みを行っている最中でございますので、今年分に関してはそれを割合というものを見直すということはなかなか難しいんでしょうけれども、今後国の動向、またその他自治体の動向も見ながらですね、本町独自の今後の返礼品の割合というものを検討してまいりたいなというふうに思っている次第です。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

先ほど、行政報告中でも、今後検討見直しをしていきたいということで、検討していくということでございますので、十分今このふるさと納税の趣旨を尊重した上で検討してほしいと思います。

次にですね、42ページの2款、総務費、5目、企画費の関係でお尋ねをします。この仁木町地域交通活性化協議会負担金ということで、これは当初予算556万6000円が組まれておりまして、今回166万4000円減額補正してございますけれども、減額理由についてお尋ねします。

それに合わせて交通の部分に関しましては、町民との意見交換会を開催していると思いますが、その開催結果をですね、どのように検証されたのか、お尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えいたします。

まず1点目の166万4000円の減額という部分です。こちらの方はですね、当初、予算決めをする中で、この事業に対する国庫補助金が、まだ実際にあたるかどうかわからなかったということで、その分を載せない状態でやっておりました。また、利用者さんからの利用料、これに関しましても、いろいろな利用のパターンがありますし、何人ぐらい利用されるかわからない、その分がですね、含まれてないという状況の中で協議会の方に委託をかけるということでしたので、町の方でその分をすべて予算化していたと、それ

が実際に実施した中で、国からの補助もいただけた。また、利用者さんからの利用料も入ってきたということで、その分を充てましたので、実際に町で予算化して持っていたものを使わなくて済んだということで166万4000円今回は減額ということになっております。

2点目の方の地域の方々との検証した後の話ですね。それで、どのようにという部分なんですけど、まず、昨年度9月、また12月の2回この検証の試験運行を行っております。9月の時にですね、事前に説明会と地域の方々に行いまして、9月のときには前日予約制又は一律で料金、子どもも大人も一緒そういうような形で、最初は始めたんですけども、その後、皆様方からのいろいろなご意見、そういうものを伺った中で、12月には、当日の朝でも予約ができるようにというように、皆様方に利用しやすい形、そういうふうに変えていたり、また、身体障害者手帳等をお持ちの方は、半額ということですね、全部一律ではなくそういう方には半額というやり方をとっております。また、町内の方だけということで当初は始まったんですけど、やはりその部分に関しましても、仁木町に仕事に来ている方、または親戚など、仁木町に関係のある方、それと、障害のある方などの介護と一緒に乗られる方、そういうような方は、町外の方もOKですよという形で12月から変えております。そういう部分ですね、いろいろ地域の皆さんからのご意見を参考にしながら、こちらの方も少しでも皆さん方に利用しやすい形でということで行ったところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の説明の中で十分理解したところでございますけれども、これも町長の政策の一つで重要な課題でございますので、十分検討された上で実施に向けて努力してほしいと思います。

次にですね、同じく5目、企画費で仁木町ふるさとづくり共同事業助成金、このことについてでございますけれども、これは当初予算が60万円に対しまして14万円減額してございます。助成金につきましては、町内会やボランティアグループが主体的に行う公益性の高いまちづくり事業を実施する団体に対して、交付するものでございますけれども、この実施内容と事業効果についてお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の質問に対してお答えいたします。

まず、28年度どういった事業に対してですね、助成金を出したかという部分でございます。こちらの方は町のホームページ等にもですね、一部紹介させていただいているんですけども、大江の地域の連合町内会で行っております運動会、こちらの方に10万9483円。それと、銀山地区で行っています、マラソンとピクニックを融合して行っているマラニック、こちらの方に5万円。それと、第4回目を迎えました銀山地区で冬、雪の対策を兼ねてお祭りを一緒にやるという、白銀物語そちらの方に30万円今回は助成をしております。それぞれ、地域の行事等にですね、今回助成をしたことによってですね、今まで、親睦のなかったような人たちとの横の連携なども非常にとれた。また、冬の白銀物語などに関しては、1人では除雪しづらいようなお年寄りのところ、また今回は保育所も一緒にやったということなんですけれども、そういう部分、地域のみんなで協力し合いながらですね、冬の除雪、そういうもので、地域の皆さんを助けていこうというようなそういう気運も生まれたのかなというふうに思っているところです。一応そういう部分が、こちらとして押さえているところです。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今の説明で十分了解をいたしました。

今後ともこの事業につきましては、非常に良い事業なので継続的に実施して行ってほしいと思います。  
それで次にですね、予算書の43ページ、戸籍、住民登録費の関係で、3月31日現在の人口と、そのうち高齢者率が何%なのか、その辺のところをちょっとお尋ねします。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）平成29年3月31日現在の人口の状況でございますけれども、外国人を含まない日本人だけの人口数が3335人、外国人を含めまして3420人となっております。それで、高齢化率の状況でございますけれども、日本人のみの場合ですと40.18%、外国人を含みますと39.21%という状況でございます。外国人のこの移動の状況でございますけれども、それも含めて平成28年4月1日から29年3月31日までの1年間で、まず出生された方が13人、死亡された方が66人、続いて転入の状況でございますけれども、日本人だけですと118人、外国人を含めますと転入が320人、それと転出の状況でございますけれども、日本人だけですと130人、外国人を含めますと275人、その他職権で消除した方が2名おります。日本人で行方不明の方が1名と外国人で中長期在留者であった方が短期在留者となって住民登録されないという方が1名おりましたので2名ということで、内容としてはそのような状況になっております。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今ので、十分理解をしたところでございます。

最後にですね、86ページ、13款、諸支出金で、2目の減債基金の関係でお尋ねしますけれども、今回、減債基金積立金ということで1300万8000円を減額してございますが、この減額理由をお尋ねします。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）減債基金積立金の減額した理由ということでございます。

減債基金につきましては、本年の3月末で約8億9000万円の残高となっているものでございます。公共施設等整備基金につきましては、現在旧体育施設整備基金からの移行分として約390万円しかございません。今後の公共施設の維持管理費を考えた場合、多くの費用を要することが考えられますので、今回減債基金への積み立てを減額し、歳入歳出の調製分をすべて公共施設等整備基金に積み立てるというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

## 日程第7 承認第2号 専決処分事項承認について

### 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7380万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第2号、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成29年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計551万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億7380万9000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費までそれぞれ補正い

たしまして、歳出合計額に補正額の合計551万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億7380万9000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源196万1000円の減、一般財源747万2000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより639万4000円の追加、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、収入見込みにより35万9000円を追加するものでございます。

次に、6ページでございます。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、収入見込みにより5000円の減額でございます。

次に、7ページでございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、保険基盤安定繰入金につきましては、43万4000円の追加、2目、一般会計繰入金につきましては、1万円の減額でございます。基金繰入金につきましては、繰り入れを行わなかったため1000円を減額し廃項としてございます。

次に、8ページでございます。6款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、収入実績により29万7000円の追加、預金利子につきましては、収入がなかったため1000円を減額し廃目としてございます。4項、受託事業収入、1目、特定健康診査等委託料につきましては195万6000円の減額でございます。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残4万1000円の減額でございます。2項、徴税费、1目、賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、10ページでございます。2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料の執行残195万5000円の減額でございます。

次に、11ページでございます。公債費につきましては、一時借入金がなかったため5万円全額を減額し廃款とするものでございます。

次に、12ページでございます。4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金につきましても、執行残37万9000円を減額するものでございます。退職被保険者等保険料還付金、一般被保険者償還金、退職被保険者償還金につきましては支出がなかったため廃目としてございます。

次に、13ページでございます。5款、1項、1目、基金積立金につきましては、806万8000円を国保財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、14ページでございます。予備費につきましては、執行がなかったため10万円を減額し廃款としてございます。

15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

### 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について

○議長（横関一雄）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）。平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ691万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6281万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第3号、平成28年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成29年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料、3款、繰入金、5款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計691万4000円を減額し補正後の歳入合計額を3億6281万6000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、3款、公債費、4款、予備費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計691万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億6281万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源691万4000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、1目、使用料につきましては、収入見込みにより193万3000円の追加。2項、1目、手数料につきましても、収入見込みにより38万4000円の追加でございます。

次に、6ページでございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳入の増及び歳出の減により922万9000円を減額するものでございます。

次に、7ページでございます。5款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、過料につきましては、収入がなかったため1000円を減額し廃目としております。預金利子につきましても、収入がなかったため1000円を減額し廃項としております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、職員手当等すべて執行残で51万7000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。2目、維持管理費につきましても、水道施設維持作業賃金をはじめとし、すべて執行残で547万1000円の減額でございます。

次に、13ページでございます。3款、1項、公債費、2目、利子につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては、借入れがありませんでしたので、合わせて82万6000円の減額でございます。

次に、14ページでございます。予備費につきましては、執行がありませんでしたので10万円を減額し廃款としております。

15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

### 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について

○議長（横関一雄）日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6395万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第4号、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成29年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計189万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を6395万1000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計189万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を6395万1000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源1000円の増、一般財源189万5000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料33万7000円の減額、2目、普通徴収保険料227万4000円の追加につきましては、それぞれ収入見込みによるものでございます。

次に、6ページでございます。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、1000円の追加でございます。

次に7ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、5万1000円の減額となっております。

次に、8ページでございます。5款、諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料、償還金及び還付加算金、預金利子につきましては、それぞれ収入がありませんでしたので廃項としております。4項、1目、雑入につきましては、4万2000円の追加となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残7000円の減額。2項、1目、徴収費につきましても、執行残8000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により199万7000円の追加でございます。

次に、11ページでございます。4款、1項、1目、予備費につきましては、執行残8万6000円を減額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

## 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について

○議長（横関一雄）日程第10、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について。専決第1号、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について、ご説明申し上げます。平成29年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等につきましては、本年3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要性が生じてまいりました。今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に伴う一部の施行期日が公布の日及び本年4月1日からの施行となっており、施行日までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により条例改正を行ったものであります。主な改正内容といたしましては、配偶者特別控除等の見直し、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の改正、災害に関する税制上の措置、保育の受け皿の整備等を促進するための特例措置の創設、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、軽自動車税に係るグリーン化特例の適用期限の延長及び環境性能基準の見直しなどであります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第33条につきましては、町民税の所得割の課税標準の規定で、第4項は、特定配当等のうち、特定上場株式の配当等、第6項は、特定株式等譲渡所得割に係る取得について、所得税の確定申告書が提出された場合であっても、その後に個人住民税の申告書の提出があった場合には申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化した文であります。

2ページをお開き願います。中段でございますが、34条の9につきましては、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の規定で、第33条の改正に伴う所要の規定の整備及び文言の整理を行っております。

次に、3ページをお開き願います。第48条につきましては、法人の町民税の申告納付の規定で、地方税法の改正に伴う条ずれ及び文言の整理でございます。

次に、5ページをお開き願います。第50条につきましては、法人の町民税に係る不足額の納付手続の規定で第1項及び第2項は文言の整備、第4項は増額更正があった場合の延滞金の基礎となる期間に係る規定の整備及び文言の整備を行っているものでございます。

次に、6ページでございます。第61条につきましては、固定資産税の課税標準の規定で、第8項は震災等により滅失した償却資産等に対する固定資産税の特例であり、地方税法の改正に伴う引用条項の整備であります。第61条の2につきましては、法第349条の3第28項等の条例で定める割合の規定で、いわゆる、わが町特例の規定を追加するもので、地方税法の規定に基づき、本町における固定資産税の課税標準の割合を定めているものであります。平成29年度税制改正におきまして、保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置が創設され、児童福祉法の規定に基づく各施設について、第1項は家庭的保育事業、第2項は居宅訪問型保育事業、第3項は事業所内保育事業について、固定資産税は家屋及び償却資産に対して課する固定資産の課税標準となるべき価格の2分の1と定めているものでございます。

次に、7ページをお開き願います。第63条の2につきましては、高さ60mを超える、いわゆるタワーマンションに係る居住超高層建築物に係る定額の案分方法について、現行の区分所有者に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し入れについての規定の改正であります。第63条の3につきましては、法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税の案文申し立ての規定で、第1項は文言の整理であります。第2項は文言の整理及び、8ページでございますが、被災地市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度に限り、所有者の申し出により、従前の被供用土地にかかる税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備を行っているものであります。第3項は文言の整理であります。

次に、9ページでございます。第74条の2につきましては、被災住宅用地の申告の規定で、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、住宅用地について、やむを得ない理由により住宅用地として使用できないと認められるときは、震災等発生後4年度に限り特例を適用する規定の整備であります。

次に、10ページをお開き願います。附則でございますが、附則の第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲の規定で、地方税法の改正に伴い、控除対象配偶者の定義の変更により控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める整備でございます。附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定で、地方税法の改正に合わせて、適用期限を3年間延長し、平成33年度までにするものであります。附則第10条につきましては、地方税法の改正による条ずれの整備のため読みかえ規定を整備するものであります。

次に、11ページでございます。附則第10条の2につきましては、わが町特例の規定の改正で、地方税法の改正に基づき、本町における固定資産税の課税標準の割合を定めているものであります。第7項から第14項までは地方税法附則の改正に伴う、条ずれの整備でございます。改正前の第15項は、都市再生特別措置法に基づく管理協定倉庫、第17項は、フロン類の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく基金についての固定資産税の課税標準の規定であります。いずれも平成29年3月31日までの協定または取得についての規定であることから削除し、改正前に、第16項、第18項を第15項、第16項に繰り上げ、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業者、事業主が行う企業指導型保育事業に係る固定資産税について課税標準となるべき価格の2分の1にする規定を第17項に、平成31年3月31日までに緑地保全緑地推進法人が設置管理する市民緑地・市民緑化用に供する土地について固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2にする規定を第18項にそれぞれ追加するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。附則第10条の3につきましては、新築住宅に対する固定資産税の減

額規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定で、第2項から13ページでございますが、第8項までは地方税法及び地方税法施行令の改正に伴う条ずれの整備でございます。第9項及び14ページでございますが、第10項につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減免を受けようとするものが提出する申告書の規定及び条ずれの整備を行っているものでございます。第11項につきましては、第9項及び第10項の追加に伴う項の繰り下げ及び文言の整理を行っているものでございます。

次に、15ページでございます。中段でございますが、附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例を定めているもので、第3項は文言の整理、第5項から第7項につきましては、軽自動車の初回車両指定を受けた初年度分の軽自動車税の経過を規定しているもので、いわゆるグリーン化特例の適用期限を2年間延長し、平成30年度及び平成31年度分の軽自動車税にも適用するというものでございます。第5項につきましては、電気自動車及び天然ガス自動車等の規定となっております。

16ページをお開き願います。第6項につきましては、平成32年度排ガス基準プラス30%達成の乗用車及び平成27年排ガス基準プラス35%達成の貨物車の規定、第7項につきましては、平成32年度排ガス基準プラス10%達成の乗用車及び平成27年排ガス基準プラス15%達成の貨物をそれぞれ規定しているものでございます。附則第16条の2につきましては、軽自動車税の賦課徴収の特例の規定でグリーン化特例を受ける車両については国土交通省の認定に基づき判断すること、また、軽自動車税の不足があった場合における規定を定めているものでございます。

次に、17ページでございます。附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等にかかる町民税の特例の規定で文言の整理及び第33条の改正に伴う基準を明確化したものでございます。

次に、18ページでございます。附則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡とした場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成32年度までとするとともに、文言の整理を行っているものでございます。

次に、19ページでございます。附則第20条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る町民税の課税の特例の規定で、外国居住者等所得免除法第8条第10項の適用を受けるものの特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の適用の規定で、第4項及び20ページの、第6項は租税条約等実施特例法第3条の2、第15項の適用を受けるものの条約適用利子及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の規定で提出された申告書に記載された事項及び事情を勘案して町長が課税方式を決定できることを明確化したものとなっております。

21ページ以降につきましては、改正附則第5条及び改正附則第6条となっております。

次に、改め文に戻りまして8ページをお開き願います。附則でございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、平成29年4月1日から施行するというものでありますが、第1号につきましては、附則第6条の規定の施行期日を公布の日とするものでございます。第2号は、附則第5条第1項の改正附則の施行期日を平成31年1月1日とするもの、第3号は、附則第5条の規定の施行期日を平成31年10月1日とするもの、第4号は、附則第10条の2第18項の改正規定の施行期日を都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。第2条につきましては、町民税に係る経過措置について定

めているものがございます。第3条につきましては、固定資産税に係る経過措置について定めているもの  
でございます。

次に、9ページをお開き願います。第4条につきましては、軽自動車に係る経過措置について定めてい  
るものがございます。

次に、10ページでございます。改正附則第5条の改正につきましては、平成26年仁木町条例第4号の仁  
木町税条例等の一部を改正する条例の一部改正による読みかえ規定について、附則第16条の改正を行っ  
ておりますが、不整合が生じたため整合性を図るため、附則の改正を行っているものがございます。次に、  
11ページでございます。改正附則第6条につきましても、改正附則第5条と同様に、平成29年仁木町条例  
第6号の仁木町税条例等の一部を改正する条例の一部改正による読みかえ規定について、不整合が生じた  
ため、改正附則の改正を行っているものがございます。以上で仁木町税条例の一部を改正する条例の説明  
を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行い、討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定につい  
て（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定につ  
いて（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

## 日程第11 議案第1号

### 財産（動産）の取得について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第1号『財産（動産）の取得について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

財産（動産）の取得について、下記の物品を次のとおり買入れしたいので、地方自治法（昭和22年法律  
第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和  
39年仁木町条例第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。平成29年5月16日提出、仁木町長 佐  
藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、除雪ロータリ（11トン級車輪式、74kwロータリ除雪装置・簡易着  
脱装置付、マルチプラウ・簡易着脱装置付）となっています。購入の相手方は、虻田郡倶知安町字比羅夫  
216番地7、北海道川崎建機株式会社倶知安支店 支店長 十河徹匡となっております。購入金額は、2339

万2800円うち消費税及び地方消費税分は173万2800円となっております。納期は、平成29年11月30日までとなっております。

詳細につきましては、可児建設課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）議案第1号、財産（動産）の取得について、ご説明申し上げます。町の条例により動産の買入れにつきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、除雪ロータリの予定価格は3775万6800円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

このたびの購入は、平成13年度に購入した除雪ロータリの老朽化に伴う更新でございます。除雪ロータリの使用につきましては、11トﾝ級車輪式、74kwロータリ除雪装置・簡易着脱装置付、マルチプラウ・簡易着脱装置付でございます。

お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加者資格審査申請書を受理した業者のうち、取扱品目に、除雪車もしくは特殊車両又は建設機械がある業者を選別し、5社により5月10日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、北海道川崎建機株式会社倶知安支店が落札しております。落札金額につきましては2166万円でありまして、この金額は入札書比較価格3496万円に対し62.0%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、2339万2800円で、納期につきましては、平成29年11月30日まででございます。

次に、2ページをお開き願います。参考資料としまして、左側に除雪ロータリの仕様を記載しております。また、右側の写真は除雪ロータリの全景イメージでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎。

今回、平成29年度のこの除雪ロータリ購入に際して、入札を行われたわけですが、当初の予定価格よりも落札価格が62%であるということで、この内容的に、当初と変わった点があるのか。その辺、変更があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）今の野崎議員のご質問であります。予定価格3775万6800円に対しての62%の落札率で、変更があったのかというご質問というふうに解します。

こちらにつきましてはですね、予定価格を設定するにあたりましては、こちらの業者さんの方からですね、見積等、参考見積りをいただいた中で、予定価格を設定してございます。その後ですね、町の方で精査いたしまして予定価格を決めた中で、入札の案内をしております。ですので、当然予定価格というのは入札の執行の案内をした段階でですね、予定価格は決まっておりますので、5月10日の入札にあたってですね、入札の案内後に内容等を変えるということはありませんので、あくまでも、変更はないままで、落札率として62%の入札結果になったということでございます。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

機種的には変更がまったくないということで、いいですね。まったく機種的には変更がないということ。また、予算を上げる、予算化をするのに対して、参考見積りをされているということですね。その参考見積りをされている業者等があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、予算にあたりましてはですね、あくまでも参考という形で見積り等をいただいた中でですね、実際、年度も変わりますので、上昇率等も見込みながらですね、今回4350万1000円という形で予算計上をしているものでございます。それで、予定価格につきましてはですね、先ほど申しあげましたように、再度ですね、今年度になりましてから4月に入りましてからですね、皆さんに全社に参考見積りという形でですね、このような機械の購入を今年度予定しているという部分でですね、ご案内をかけまして、その結果に基づきまして予定価格3775万6800円を設定したものでございます。

○議長（横関一雄）4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）先ほど聞いた、参考見積りをされているところがあるのかないのか、お伺いしたいと思います。この業者の他に、どこか参考見積もりをされているのかどうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）大変失礼しました。参考見積りはこの業者の中からいただいております。これ以外の業者と言うのは、実際取り扱っている業者というのとはございませんのでございません。

○議長（横関一雄）野崎委員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

非常にこう、入札されて落札されたという形の中で金額的に62%という形の中で落札されていることに対しては非常にこう町としても、良かったのかなという感じもしますけれども、あまりにも金額的に差があるということに対しては、どこまでが本当に参考見積りなのかなという感じもしていますので、その辺のとりあいがきちんとされているのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、こういう機械関係というのは工事等と違まして、歩掛り等、積算基準等がございませんので、各取扱業者さんからですね、この仕様に基づいて見積もりをくださいという形の中でですね、見積りを依頼しているものでございます。それでですね、あくまでも参考という形でですね、その見積りを依頼しているところでありまして、あくまでも、出てくる見積価格というのをですね、こちらの方からですね、業者さんの方にですね、どうこうという当然の指示等はできるものではございませんので、この業者ですね、4社の中からですね、見積りが出てきた中でですね、予定価格を選定したというものでございまして、当然この今の1ページの方の入札結果一覧表を見ても、それぞれの差というのが激しくなっております。上が2100万円から下が3500万円、実際ですね、見積りと予定価格設定用の見積りも依頼をかけたときでもですね、やはり差はですね、数百万円単位の差というのが出てきておりますので、これはあくまでもその入札に見積りの結果とあと実際のもので、入札執行の結果というようにですね、解釈するしかないというように考えています。

○議長（横関一雄）6番・林議員。

○6番（林 正一）この機械は、前あった機械とどう違うのか。仕組みはどう違うのかと、あとこれは、

こういうロータリを作っている会社というのは、そう多くないんですよね。2社かそのくらいしかないと思うんですよね、それをただ扱っているというだけで、これはどこのメーカーというか、機械の会社なのか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの機械、除雪ロータリにつきましては、平成13年度購入のですね、11トﾝ車両と同一という規格でですね、更新をかけているものでございます。それでですね、林議員の方から今2社という部分でお話ございましたが、ロータリ装置という部分では、こちらが調べる限り2社と、全国で2社というふうに捉えております。ですがですね、こちらの除雪ロータリ購入事業であります、本体自体の機械は除雪ドーザでございます。こちらはですね、取り扱っている業者さんが5社、今あるということで、見積りと案内をして、入札を執行したものでございまして、実際それに、こちらのロータリ除雪装置・簡易着脱装置付という形ですね、物品名にも記載しているとおりですね、アタッチメントでロータリに付替える、通常の除雪としてはドーザで使用します。拡幅なり、排雪等においてですね、ロータリ装置を付替えて行うというものでございます。

○議長（横関一雄）6番・林議員。

○6番（林 正一）これ前の機械と同じという型だということですけど、それだともたないということで、何か、国庫ロータリというのがあるんですが、それと同じような型のものにするという話で、確かそうするようにするということが金額も見積りも確かそうになっていたのではないかと思います。これは見ますと、前と、今までとたいして変わりませんよね。取り替えの部分で取り替えてやる、取り替えてやると、なんというかうまく可動がかみ合わないということで、早く悪くなったりするというようなことで、何か、4000万円近い物にするというように見積りを出したのではないかと思います。これを見ると前のと変わらないという話で、15年も経ったらもう取替えなきゃいけない。そういうふうになるんじゃないですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、実際こちらの機械は、雪寒機械といたしまして国庫補助、13年度もですね、国の補助をいただいて購入しております、今年度につきましても、社会資本整備総合交付金事業による交付金の補助を受けてございます。こちらの機械の更新ということでですね、当然、国・道の方のですね、書類等も出した中で、審査等もしていただいておりますし、実際ですね、この仕様等につきましてもですね、この同じ11トﾝ車両等もですね、そういう除雪ドーザ、除雪ロータリですけども、こちらの機械を購入する分につきましては、基本的には全道一律の扱いというふうに考えておりますので、その噛み合わない云々等の部分で、使えない云々というのは、こちらでは考えてございません。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『財産（動産）の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号、『財産（動産）の取得について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 1時59分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成29年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決賜り衷心より感謝と御礼を申し上げます。

今年も既に5月半ばを迎え、送る月日に関守なしと申しますが、まさに月日が経つ早さをしみじみと感じております。行政報告の中でも申しましたが、今月末には恒例の後志総合開発期成会の要望活動を控え、小樽後志地域が抱える様々な諸課題解決に向けた要望を行ってまいります。先週末の新聞記事に、北海道内における2014年10月からの観光波及効果の数値が公表されておりました。記事によりますと、道内観光経済波及効果は2兆897億円と初めて2兆円を超え、総消費額も1兆4298億円と過去最高を記録したと記載されておりました。そして道内を訪れる外国人観光客は15年度過去最高の208万人に達したとのことであり、数年前に日本創生会議が発表した2040年までに消滅する恐れがある自治体が全体の半数を占めていることは皆さんもご存じのことかと思いますが、一方で後志管内の自治体だけを見ますと、危機のおそれが低い地域は、いずれもリゾート地を抱えている地域であることは認識しなければなりません。一般的に観光というものは大きな経済波及効果を生み、地域経済の発展と交流に伴う活力を創出するとともに、地域の経済力に拘わらず、域外からの来訪者による新たな消費を呼び込むことを可能とし、地域経済の自立を支える役割が期待できるものとしてとらわれているように、観光という要素は使い方によっては、町の発展に大きな力を与えることは事実であります。したがって本町といたしましても、今後高規格道路や北海道新幹線がこの後志地域を含めて整備されていく中で、今から、そのための体制づくりを構築していく必要性がありますので、町民はもちろんのことを各関係機関とともに、仁木町観光構想を掲げ取組みを進めてまいりたいと強く感じているところであります。

結びにあたり、これから様々な行事を控えお忙しいことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 2時03分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成29年5月16日（1日間）  
 （開会～午前10時30分／閉会～午後2時03分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	H29. 5. 16	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	H29. 5. 16	承認可決
承認 第3号	専決処分事項の承認について 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	H29. 5. 16	承認可決
承認 第4号	専決処分事項の承認について 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	H29. 5. 16	承認可決
承認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	H29. 5. 16	承認可決
議案 第1号	財産（動産）の取得について	H29. 5. 16	原案可決